

# 指定介護老人福祉施設『光の苑』

## 重要事項説明書

当施設は、入所者に対して指定介護福祉サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意くださいことを、ご本人またはご家族、身元引受人に対し説明いたします。

※ 身元引受人とは、甲(利用者)の乙(光の苑)に対する債務の保証、急変時や退所時の対応等をしていただく方のことです(サービス利用契約書第18条参照)。

### 【運営規程】

#### 1 施設の概要

##### (1) 施設の概要

- ・ 施設名 特別養護老人ホーム『光の苑』
- ・ 開設年月日 平成17年11月1日
- ・ 所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町志原西触1066番地1
- ・ 電話番号 0920-47-1166
- ・ FAX番号 0920-47-1130
- ・ 管理者 遠藤 信子
- ・ 介護保険指定番号 介護老人福祉施設 4272100266

##### (2) 施設の目的

特別養護老人ホーム『光の苑』(以下単に「当施設」という。)は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

#### 2 運営の方針

- ① 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。
- ② 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- ③ 当施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。
- ④ 指定介護福祉サービスの提供は、施設サービスに基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行うものとする。
- ⑤ 当施設の従業者は、指定介護福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- ⑥ 当施設は、指定介護福祉サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。

- ⑦ 当施設は、自らその提供する指定介護福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ⑧ 当施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- ⑨ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入所者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的環境を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する事を目的とする。
- ⑩ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていきます。
- ⑪ 当施設では、家族会を定期的に開催しますので、ご参加ご協力をお願いします。
- ⑫ ご本人またはご家族の要望があれば、施設サービス計画表、介護記録等を開示いたします。

### 3 施設の職員体制

R7.5.1 現在

職 種	職員数	配置基準と体制
管理者	1 人	1
医 師	1 人	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。 週 2 回の往診。
看護職	7 人	入所者の数が 50 を超えて 130 を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3 以上。 日勤帯(8:00~19:00)の配置。8:00~10:00、17:00~19:00 は 1 人体制。 夜勤帯(19:00~8:00)には配置なし。
介護職	36 人	入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上。 日勤帯は 1 ユニット 10 名の入居者に対し、常勤 1 名。 夜勤帯は 2 ユニット 20 名の入居者に対し、常勤 1 名。
生活相談員	1 人	入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上。
機能訓練指導員	1 人	1 以上。
介護支援専門員	1 人	入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上。
栄養士	2 人	1 以上。
調理員	5 人	当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数。
事務職員	2 人	当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数。
業務員	9 人	当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数。

### 4 入所定員など

- ・ 入所定員 60 名(1 ユニット 10 名)
- ・ 居 室 全室個室

## 5 サービスの内容

### ① 入浴の介助

- ・ 入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、入浴又は清拭を週 2 回以上行います。

### ② 排泄の介助

- ・ 入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。

### ③ 食事の提供及び介助・口腔清掃

- ・ 当施設では、栄養及び入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 食事時間 朝食…8:30 昼食…12:00 夕食…18:00 を基本としますが体調や摂取量等、入居者の生活状況に応じて柔軟に対応いたします。
- ・ 食後は毎食後、口腔内の清掃を行います。

### ④ 機能訓練

- ・ 当施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行うものとします。
- ・ 機能訓練の内容については、日常生活における恒常的な機能訓練をもとに計画を立案し、多職種によって実施いたします。

### ⑤ その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助

- ・ 当施設では入所者に対し、離床・着替え整容等の介助を適切に行うものとします。
- ・ 当施設は同性介助を基本としておりますが、やむをえず、異性介助となる場合があります。

### ⑥ 相談及び援助

- ・ 当施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に応じると共に、必要な助言その他の援助を行うものとします。

### ⑦ 社会生活上の便宜の供与

- ・ 当施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜入所者の為のレクリエーション行事を行うものとします。
- ・ 当施設は、入所者が日常生活に営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は、家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとします。
- ・ 当施設は、常に入所者の家族との連携を図ると共に、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。

## 6 サービス利用料金

### (1) 基本料金

R7.1 月現在

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬単価	670	740	815	886	955
日常生活継続 支援加算	46	46	46	46	46
個別機能訓練 加算(I)	12	12	12	12	12
夜勤職員配置 加算	18	18	18	18	18
栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11

看護体制加算 I・II	12	12	12	12	12
介護職員処遇 改善加算 I	108	117	128	138	148
日用品	150	150	150	150	150
居住費	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
合計(日額)	4,538	4,617	4,703	4,784	4,863

① 保険料には以下のものが含まれます。

リネン、オムツ、機能訓練材料費、健康管理費、他科受診時等の交通費、原則として全員参加の行事関係経費、共用部分に使用する教養娯楽費

② 居住費・食費について

施設給付の見直しにより、所得の低い人にとって負担が重くならないように、介護保険では、所得や課税状況などから、利用者が4つの段階に区分されます。

第4段階 ・同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人

・住民税を課税されている人

・保有する預貯金等が単身で1,000万円以上、夫婦で2,000万円以上保有している人。

第3段階 ・住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人

・住民税課税者がいる高齢者世帯で、特例減額措置を受けている人

第2段階 ・住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計80万円以下の人

第1段階 ・生活保護受給者

	居 住 費	食 費
第4段階	2,066	1,445
第3段階② (年金収入等120万円超)	1,370	1,360
第3段階① (80万円超120万円以下)	1,370	650
第2段階	880	390
第1段階	880	300

## (2) その他の料金

(保険分) 単位数

初期加算 30/日

外泊加算 246/日

安全対策体制加算 20/入所月

個別機能訓練加算Ⅱ 20/月

科学的介護推進体制加算Ⅱ 50/月

ADL維持等加算 I 30 II 60/月

褥瘡マネジメント加算 I 3 II 13 /月

排せつ支援加算 I 10 II 15 III 20/月

協力医療機関連携加算 100/月  
高齢者施設等感染対策向上加算 I 10 II 5/月  
精神科医師定期的療養指導加算 5/日  
退所前後訪問援助指導 460/回  
退所時相談援助加算 400/回  
退所前連携 500/回

- ・ 初期加算:入所した日から起算して 30 日以内の期間は、初期加算として1日に付き1割負担の 30 円が必要です。また、30 日を越える病院等への入院後に再び入所された場合も同様になります。
- ・ 外泊時加算:入所者が病院等への入院、又は在宅に外泊された初日と、最終日以外は、1ヶ月に 6日を限度として1日に付き1割負担の 246 円が必要です。
- ・ 退所前後訪問指導、退所時指導、退所前連携:入所期間が1ヶ月を超えた方の退所に際し指導を行った場合に加算。

※ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の自己負担が変更になります。

※ 要介護度の認定有効期限内であっても、病状や介護量に変化が生じた場合、区分変更の申請をさせていただきます。

#### (保険外分)

理美容代 実費  
薬代 実費  
他科受診料 実費  
電気代(冷蔵庫・電気毛布等) 50 円/日  
その他個人的な日用品 実費

- ・ 日常生活品の購入代金など入所者の日常生活に要する費用で入所者に負担いただくことが適当である物にかかる費用をご負担いただきます。
- ・ 利用者の希望により個別に外部のクリーニング店に依頼した場合、要した費用は実費となります。

教養娯楽費 実費  
複写物の交付 実費  
事務管理費 2,000 円/月

※ 基本的には管理はご家族でお願いします。

外出・外泊時のオムツ代 実費  
退所時持ち込み品処分料 500 円

#### (3)お支払い方法

- ・ 毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 25 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。
- ・ お支払い方法は現金か口座引き落とし(88 円/月)の方法でお願いします。

## 7 嘱託医

医療機関名 光の苑 診療所  
所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町志原西触 1066-1  
電話番号 0920-47-1166  
医師 平山 重孝

## 8 協力医療機関

### 〈協力医療機関・1〉

医療機関名 光武内科循環器科病院  
所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 15-3  
電話番号 0920-47-0023

### 〈協力医療機関・2〉

医療機関名 松嶋医院  
所在地 長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触 550-2  
電話番号 0920-45-2010

### 〈協力医療機関・3〉

医療機関名 江田小児科・内科医院  
所在地 長崎県壱岐市石田町印通寺浦 327-2  
電話番号 0920-44-5022

### 〈協力医療機関・4〉

医療機関名 光武歯科医院  
所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 13  
電話番号 0920-47-3533

### 〈協力医療機関・5〉

医療機関名 赤木玉水堂歯科診療所  
所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 129  
電話番号 0920-47-0435

## 9 施設を退所していただく場合

※ 以下のような事由が無い限り、継続してサービスを受けることができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、退所していただきます。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合</li><li>② 施設の減失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>④ 入所者からの退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）</li><li>⑤ 事業者からの退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）</li></ol> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (1) 入所者からの退所の申し出

※ 利用の有効期間であっても、入所者から退所を申し出ることができます。

- ・ 入所者が入院された場合。
- ・ 事業者もしくはサービス従業者が故意に入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行

為により継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

※ 以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただく場合があります。

- ・ 入所者の心身の病状および病歴等の重要事項についてこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ・ サービスの利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ・ 入所者または家族等が故意または過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の入所者等に対し、生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は迷惑行為やハラスメントを行う等本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。
- ・ 施設が定めた利用料金の変更等に同意できない場合。
- ・ 嘱託医またはかかりつけ医が、医療機関での治療が必要と判断した場合。
- ・ 医療機関に入院し、3 ヶ月以内に退院する事が見込まれない場合。
- ・ 入院後、胃ろう、IVH 等となった場合。
- ・ 入所者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
- ・ 入所契約書に違反した場合。

(3) 入所者が当施設を退所する場合

※ 入所者の希望により、事業者は入所者の心身の状況、置かれている環境等勘定し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用に対して速やかに行います。

- ・ 医療機関又は介護老人保健施設への紹介
- ・ 居宅介護支援事業所への紹介
- ・ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10 施設利用中のリスクに関する説明

当施設において、運営方針に沿った対応を行いますが、入居者の身体機能面、認知機能面の状況および病気に伴う様々な症状を原因とする、下記の危険性が伴うことを、ご入居の際には十分ご理解ください。

- ① 特別養護老人ホームは原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落・滑落による事故の可能性があります。
- ② 歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落・滑落、浴室での転倒等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ③ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ④ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で皮膚が剥離出血しやすい状態にあります。
- ⑤ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や圧であっても内出血しやすい状態にあります。
- ⑥ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・むせ込み・むせ込みのない誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ⑦ 高齢者は、基礎疾患と老衰により、脳や心臓などの疾患により急変・急死される場合があります。
- ⑧ 認知症は、記憶障害や知的機能低下といった基本症状のほか、心理・行動障害(周辺症状)が出現する場合があります。徘徊や昼夜逆転、攻撃的行為、せん妄等の行動障害を起こし、思わぬ事故につながる危険性があります。
- ⑨ 入居にあたっては、生活環境の変化により、食欲の低下、体調不良や不安の訴え、行動や言動・生

活リズムの変化が起こる場合があります。

- ⑩ 入所中は、必要に応じて当施設の嘱託医が検査・投薬・処置等を行います。入所時に薬をご持参された場合、本人の状態に応じて処方内容を調整することがあります。
- ⑪ 健康補助食品や市販薬等を併用している方の場合、薬の効果が変化したり副作用の恐れがあるため、用法・用量の調整や服用の制限をさせていただくことがあります。
- ⑫ 全身状態が急に悪化した場合、緊急に病院へ搬送する場合があります。
- ⑬ 送迎・外出支援中の車内での体調不良等、緊急を要する状態の際には、救急搬送を行う場合があります。
- ⑭ 急変した場合医療機関に救急搬送しますが、病状がはっきりと判別し得ない状態の場合には、様子観察する場合があります。

上記の状態は、在宅生活・施設生活を問わず起こりうることで、十分にご理解とご留意をいただきますよう、お願い申し上げます。ご不明な点があれば、遠慮なくお尋ねください。

また、ご入居にあたっては、入所者にとって生活状況の大きな変化となり、心身に大きな負担となります。生活環境の変化により、食欲の低下、体調不良や不安の訴え、行動や言動・生活リズムの変化等が起こる場合があります。それらを最小限とするためにも、ご入居による環境変化についてはご本人に十分な説明を行った上での同意が必要となります。

## 11 施設利用に当たっての留意事項

### 〈面 会〉

面会時間は 9:00～20:00 までとします。特別な理由がある場合は職員に申し出てください。また、インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス感染症などの感染症が施設内において発生した場合またはその恐れがある場合は、一定期間面会の制限を行うことがあります。

### 〈外出・外泊〉

外出・外泊は自由です。外出・外泊を希望される方は、職員まで申し出てください。(体調等により許可できない場合があります。)

### 〈喫 煙〉

健康増進法により、原則として禁煙とします。

### 〈火気の取り扱い〉

施設内では、許可なく火気(ライター・マッチ等)の使用を禁止します。

### 〈金銭・貴重品管理〉

現金及び貴重品の持ち込みは、紛失等に一切の責任を負えませんのでご遠慮ください。

### 〈記録開示〉

生活記録の開示をご希望される方は、その都度、事前にお知らせください。

### 〈郵便物の取り扱い〉

郵便物は基本的には、ご本人にお渡しします。その他の取り扱いを希望される方は、事務室までお申し付けください。

### 〈居室の移動〉

ご本人の状態により、日常生活を安心して過ごしていただける為に、居室の移動をお願いする場合があります。

### 〈実習の受け入れについて〉

当施設では、実習生およびボランティアの受け入れを行います。実習生については、介護福祉士、社会福



〒811-5125 長崎県壱岐市郷ノ浦町志原西触 1066-1

電話 0920-47-1166 FAX 0920-47-1130

[担当職員] 生活相談員 松尾 文彦

※ 担当職員不在時には、他の職員が受け付けます。

② 苦情処理の手順

当施設における苦情処理の手順は、別添『苦情発生時の手順』にて対応します。

③ 第三者委員会に直接苦情の申し立てを行うこともできます。

第三者苦情処理委員は以下の通りです。

豊永勝也 在宅ケア総合支援センター 主任介護支援専門員

豊島政浩 壱岐市社会福祉協議会 事務局長

④ 当施設で解決できない苦情は、以下の事業所に申し立てることができます。

(1) 長崎県国民健康保険連合会 介護保険課

〒850-0025 長崎市今博多町8番地2号 長崎県国保会館内

電話 095-826-1599 FAX 095-826-1799

(2) 壱岐市役所 健康保健課介護保険班

〒811-5392 壱岐市芦辺町芦辺浦 564

電話 0920-45-1111 FAX 0920-45-0996

#### 14 秘密の保持

① 当施設は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は家族の秘密を漏らしません。

② 当施設は、施設職員が退職後、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとします。

③ 当施設は、居宅介護支援事業者および医療機関等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、入所者の同意をあらかじめ文書により得ておくものとします。

④ 当施設は、開かれた施設運営を目指し、ホームページにて情報を公開しております。情報公開に関して、ご意見のある方はその都度お知らせ下さい。

#### 15 事故発生時の対応

① 当施設は、入所者に対する介護保険サービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村・入所者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

② 当施設は入所者に対する介護保険施設サービスの措置により賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償責任保険に加入しています。

③ 当施設は事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

#### 16 身元引受人が長期不在になる時の対応

① 身元引受人が1週間以上にわたり不在になる場合には、緊急時の連絡先を職員に申し出てください。

② 予定があれば、速やかに連絡をお願いします。

③ 帰宅後は、速やかに連絡をお願いします。

④ 自宅の固定電話や携帯電話の番号、住所や氏名等が変わった際も速やかにお知らせください。

⑤ 急変時、身元引受人と連絡がつかない場合、事前にいただいた意思確認書に基づいて施設側で判断し

て対応を行います。

#### 17 サービスご利用に際してのお願い

- ① お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ② 在宅訪問の際はペットをケージに入れる、リードにつなぐなどのご協力をお願いします。
- ③ 訪問中の喫煙はご遠慮ください。
- ④ 在宅訪問の際、見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に管理者の同意を受けてください。
- ⑤ 入居者または家族等のハラスメント行為(別紙)によりサービス中止や契約を解除する場合がございます。

#### 18 サービスご利用にあたっての禁止事項について

- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、執拗なクレームや要求などの迷惑行為。
- ② 別紙ハラスメント行為。
- ③ サービス利用中に無断で職員の写真や動画を撮影または録音し、SNS等に掲載すること。
- ④ 前記各項に準ずる行為で利用を継続しがたい状況を生じさせる行為。

令和7年5月1日

ハラスメント行為について

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。(職員が回避したため危害を免れたケースを含む)

例: ○コップをなげつける ○蹴られる ○手を払いのけられる	○たたかれる ○手をひっかく、つねる ○首を絞める	○唾を吐く ○服を引きちぎられる など
--------------------------------------	---------------------------------	------------------------

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例: ○大声を発する ○サービスの状況をのぞき見する ○怒鳴る ○気に入っている職員以外に批判的な言動をする ○威圧的な態度で文句を言い続ける ○刃物をちらつかせる ○「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する	○家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする ○訪問時不在のことが多く書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」として、謝罪するよう強く求める ○「たくさん利用料を支払っている」とサービスを強要、断ると文句を言う ○利用料金の支払を求めたところ、手渡しせずに、お金を床に並べてそれを拾って受け取るように求められた。 ○利用料金を数か月滞納。「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払いを拒否する ○特定の職員にいやがらせをする など
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3) セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、相手が性的に嫌がる発言や行為。

例: ○必要もなく手や腕等をさわる ○抱きしめる ○ヌード写真を見せる ○入浴介助中、あからさまに性的な話を する	○卑猥な言動を繰り返す ○サービス提供時に無関係に下半身を丸出しにして見せる ○仕事上の職員の衣服の中に手を入れるあるいは要求する など
-----------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------